

# 15次公募申請スケジュール

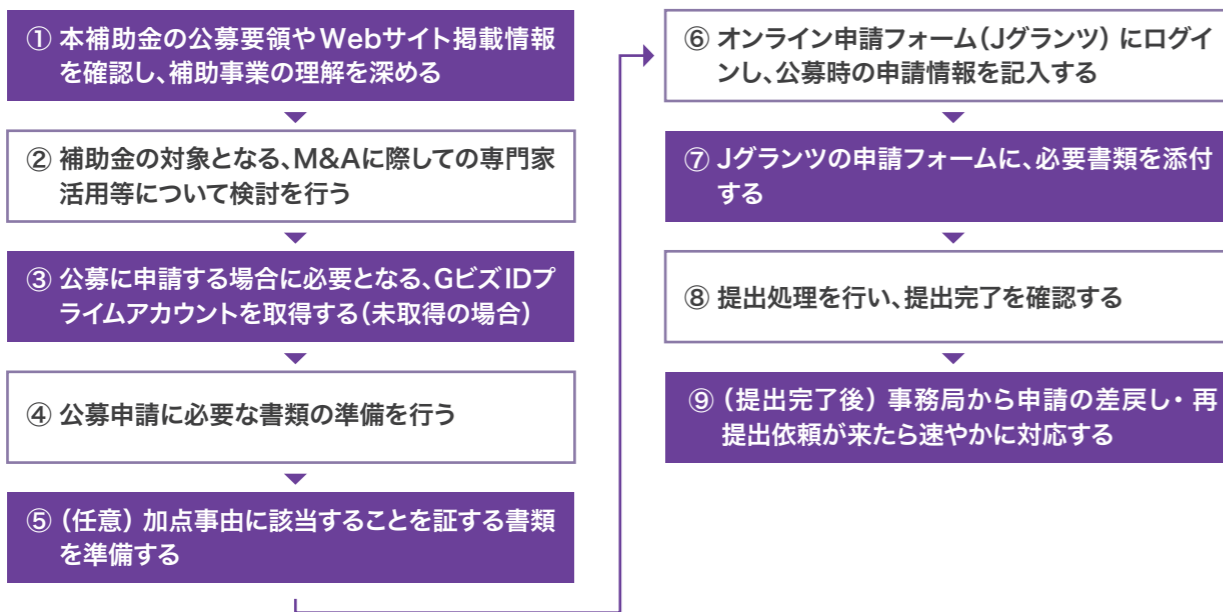


※上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

## 採択と交付決定の段階的な実施



## 申請の流れ



## 他の補助金枠との同時申請・併用申請

	事業承継促進枠	PMI推進枠		廃業・再チャレンジ枠	専門家活用枠
		PMI専門家活用類型	事業統合投資類型		
専門家活用枠	×	○	×	◎	

他の補助金枠との同時申請・併用申請の可否について  
 【同時申請可(○)】同一公募回で、他の枠も同時に申請手続きを行うことが可能です  
 【併用申請可(◎)】専門家活用枠との併用にて申請する場合、廃業・再チャレンジ枠としての申請は不要です  
 【同時申請・併用申請不可(×)】同一公募回での同時申請・併用申請は不可となります

## 中小企業生産性革命推進事業

# 事業承継・M&A補助金

事業承継・M&A補助金は、中小企業・小規模事業者等が、事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。



## 専門家活用枠

## 15次公募のご案内

### 公募要領公開

2026年5月22日(金)

### 公募申請受付期間

2026年6月19日(金)～  
2026年7月24日(金)17:00



事業承継・M&A補助金  
WEBサイト

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/>

事業承継・M&A補助金事務局

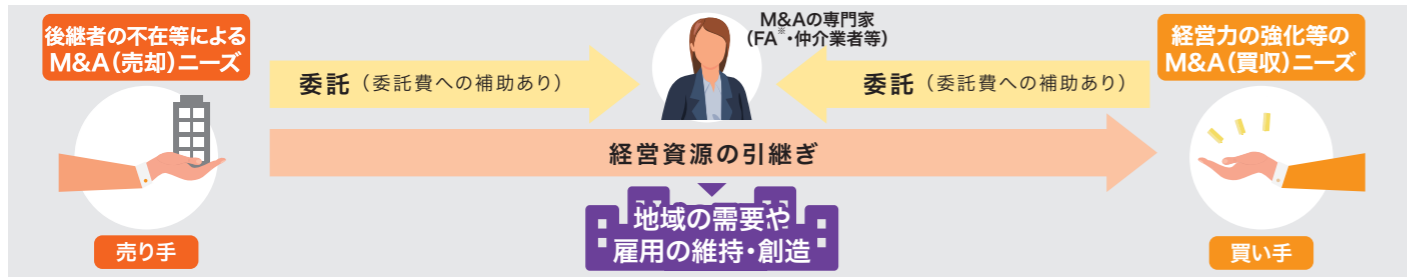
お問い合わせ窓口  
(専門家活用)

TEL:050-3145-3812

※受付時間:9:30～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日を除く)

# 専門家活用枠とはどんな枠ですか？

専門家活用枠とは、後継者不在や経営力強化を背景とした事業再編・事業統合等の経営資源引継ぎ(M&A)のニーズを持つ中小企業者及び個人事業主が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持・創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



※FA:ファイナンシャルアドバイザーの略

## ポイント① M&A時の立場に応じて3つの支援類型と特例が存在します

専門家活用枠は、M&Aに伴い株式・経営資源を譲り受ける側か・譲り渡す側かの立場に応じて「買い手支援類型(I型)」、「売り手支援類型(II型)」の2つの支援類型に分かれます。そして、12次公募以降は、買い手支援類型において「買い手支援類型(I型)100億企業特例」が追加となり、さらに15次公募以降は「小規模売り手支援類型」が追加されることとなりました。それぞれの支援類型の違いを確認の上、適切な類型で申請を実施してください。

<b>売り手支援類型(II型)</b> 事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等	<b>売り手支援類型(II型)小規模売り手支援類型</b> 事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り渡す予定の小規模事業者等
<b>買い手支援類型(I型)</b> 事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等	<b>買い手支援類型(I型)100億企業特例</b> 事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り受ける予定かつ、売上高100億円を目標とする「100億宣言」を行う中小企業

- ・ 売り手支援類型で法人(被承継者・対象会社)を申請主体として申請する場合、株式譲渡によるM&Aとなる場合に備えて公募申請時に株主との共同申請を実施していただきます。
- ・ 同一の経営資源引継ぎにおいて、買い手支援類型と売り手支援類型からそれぞれ1申請を行うことができます。
- ・ 資本金(出資金)又は従業員数が一定の基準を満たす場合、医者(個人開業医)及び農家は中小企業者等に含まれるものとします。対象となる中小企業者等の詳細については、公募要領をご確認ください。

### 100億宣言とは

「100億宣言」とは、「売上高100億円」を目指す中小企業が、その目標及び実現に向けた取り組みの実施を行っていくことを宣言するものです。宣言を行った企業は、宣言取得による補助金・税制の活用に加え、100億企業成長ポータルへの掲載などが可能になります。詳細は以下のポータルサイトでご確認ください。

100億宣言企業成長ポータル▶  
<https://growth-100-okusmrj.go.jp/>

### 買い手支援類型(I型)100億企業特例について

通常の買い手支援類型(I型)の補助上限額は600万円以内である一方、100億企業特例の補助上限額は2,000万円以内となります。ただし、100億企業特例での申請には通常の買い手支援類型とは異なる以下の要件が設けられています。

- ✓ 公募申請時までに補助事業者の100億宣言がポータルサイトに公表されていること
  - ✓ 承継者(補助事業者)は、被承継者の従業員の雇用を3年間維持すること
  - ✓ 経営資源の引継ぎに際して承継者から被承継者に支払われる最低譲渡価額が5億円以上であること
  - ✓ 補助対象となるM&Aにおけるシナジー効果とその根拠を整理して提出すること
- ※詳細は公募要領をご確認ください

### 小規模事業者等の定義とは

業種分類	定義
製造業その他	従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主
商業・サービス業	従業員の数が5人以下の会社及び個人事業主
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主

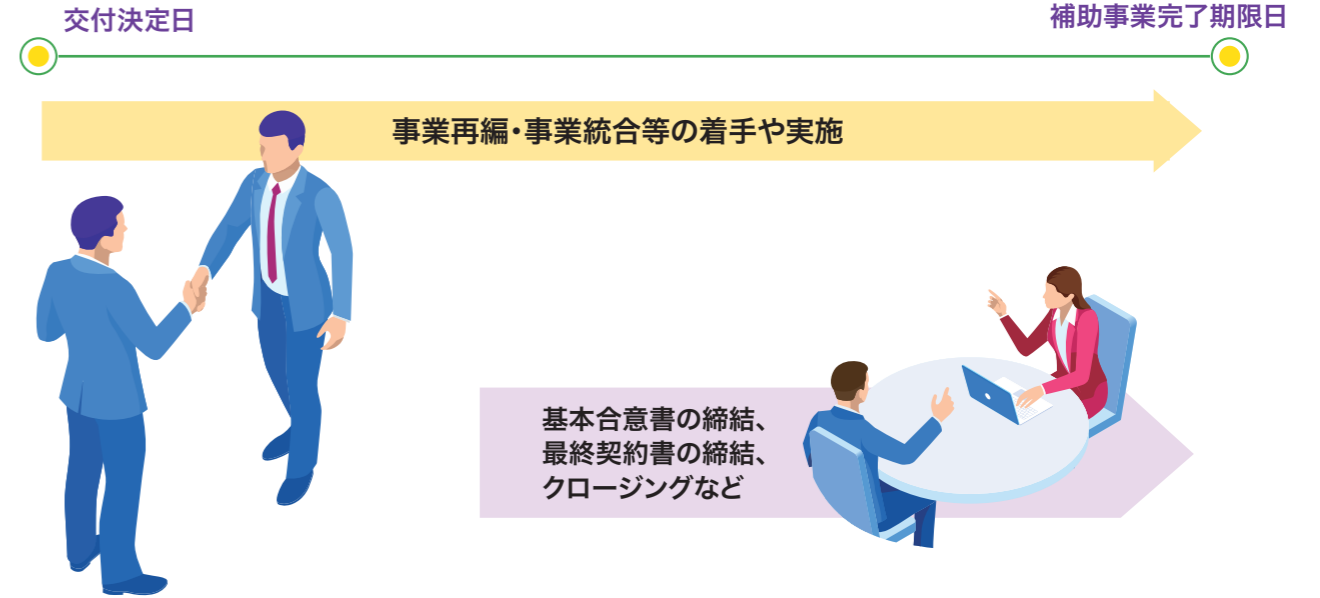
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に準じて、左記のとおり補助金における小規模事業者等を定義する。  
 ※「商業」とは、卸売業・小売業を指す。  
 ※従業員の基準を満たせば、医者(個人開業医)、農家(会社法上の会社又は有限会社である農業法人)、農家(個人農家)は小規模事業者等に含むものとする。

### 小規模売り手支援類型について

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の小規模事業者等を支援する類型。補助上限額を450万円以内とする事業を対象とする。  
 ※専門家活用枠(売り手支援類型の補助上限額を800万円以内とする公募)と同一公募回での申請は不可とする。

## ポイント② 補助事業期間内のM&A(経営資源引継ぎ)着手・実施が条件です

補助事業期間内に、事業再編・事業統合を行う相手方とのM&Aを実施し、「基本合意書」または「最終契約書」が締結されることが必要です。また、本補助金における「M&A(経営資源引継ぎ)の実現」とは、補助事業期間内のクロージング(契約の履行)完了を指します。



## ポイント③ 仲介・FA業務の委託は「登録専門家」と「契約締結時期」に留意する必要があります

### 「M&A支援機関」登録専門家

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関にかかる登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠で仲介・FA業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

### M&A支援機関登録制度とは？

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

### M&A支援機関の種類(例)

M&A専門業者(仲介、ファイナンシャルアドバイザー)／金融機関(都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など)／商工団体(商工会・商工会議所)／士業専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など)

### POINT

委託費のうち、M&A支援機関登録専門家への支払いのみが補助対象となる費用について

- ・ 相談料
- ・ 着手金
- ・ マーケティング費用
- ・ リテナー費用
- ・ 基本合意時報酬
- ・ 成功報酬
- ・ 価値算定費用
- ・ デュー・ディリジェンス(DD)費用\* (プレPMI費用を含む)

※DD業務のみの場合は登録不要ですが、支援内容が実質的にFA業務または仲介業務と同等のものと認められる場合は登録専門家のみ対象となります。

### 委託契約の締結時期

事業再編・事業統合を進めるにあたっての、**仲介・FA業務に関する専門家との委託契約は交付決定日以降に契約を締結する必要があります。**

# 補助対象となる経費の区分

## 補助対象となる経費の区分【小規模売り手支援類型】以外

旅費、謝金、外注費、委託費(仲介・FA費用、デュー・ディリジェンスに係る費用など)、システム利用料、保険料、廃業費

## 【小規模売り手支援類型】の補助対象となる経費の区分

旅費、謝金、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費: 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、  
原状回復費、リースの解約費、土壌汚染調査費、移転・移設費

※ 詳細は公募要領をご確認ください

# 補助率・補助上限額

申請の種類	補助 下限額	補助 上限額※1	上乗せ額 (デュー・ディリジェンス※2 に係る費用)	上乗せ額 (廃業費)	補助率
買い手支援類型(I型)	50万円	600万円	+200万円	14次より変更 +300万円	2/3以内
売り手支援類型(II型)					1/2以内※3 (条件付きで2/3以内)
買い手支援類型(I型) 100億企業特例		2,000万円	—	14次より変更 +300万円〜※4	~1,000万円 相当部分 1/2以内 1,000万円超~ 2,000万円 相当部分 1/3以内
売り手支援類型(II型) 小規模売り手支援類型	—	450万円※5	—	+150万円※6	2/3以内

※ 詳細は公募要領をご確認ください

## POINT

- ※1: 補助事業期間内にM&A未成約の場合、補助上限額は300万円以内とし廃業費は補助対象外となります
- ※2: 買い手支援類型の場合、補助対象経費の計上有無に関わらず、デュー・ディリジェンス(DD)の実施が必要です
- ※3: 売り手支援類型(II型)において、「直近期の営業利益率低下」・「営業利益(経常利益)が赤字」等一定の条件に該当する場合、補助率が2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます
- ※4: 買い手支援類型(100億企業特例)に上乗せされる廃業費の補助率は2分の1以内となります
- ※5: 売り手支援類型(小規模売り手支援類型)では、補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合(補助対象事業において、クローニングしなかった場合)、補助上限額(50万円以内)の変更を行う。  
※その場合において、着手金、システム利用料、デュー・ディリジェンス費用を補助対象経費として認める。
- ※6: 売り手支援類型(小規模売り手支援類型)では、廃業費の補助上限額は150万円とする。ただし、廃業費に関しては、関連する経営資源の引継ぎが補助事業期間内に実現しなかった場合は補助対象外とする。

## デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンスとは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に買い手がFAや士業等専門家に依頼して実施する調査です。  
調査項目は、M&Aの規模や実施希望者の意向等により異なりますが、一般的に、資産・負債等に関する財務調査(財務DD)や株式・契約内容等に関する法務調査(法務DD)等から構成されます。

